

選定療養費制度について

同じ症状による通算のご入院が180日を超える場合、患者さんの状態によっては、180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、これまでの一部負担金とは別に、入院基本料の15%に相当する金額をご負担いただくことになります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者さんの負担となります。

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 4）

1日につき 2,412 円 （税込）

この180日の期間は、当院における入院期間だけでなく、他の医療機関に入院されていた期間も含まれますので、ご入院時に過去3ヶ月以内の入院歴を確認させていただきます。また、難病や重症等一定の状態にある患者さんについては、選定療養費制度の対象にはなりません。

ご不明な点等がございましたら、医事課までお問い合わせください。